十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ　当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二　第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にＴｉｅｒ1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ　当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三　前条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額（第十四条第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ　当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

2　前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等がかつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものであること。

四　当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

3　第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段又はＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等がかつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段又はＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものであること。

四　当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二　第六条第二項第一号に掲げる自己保有その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものの額とする。

三　前条第二項第一号に掲げる自己保有Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものの額とする。

5　前項各号に定める額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。